

副作用救済給付用
未支給の救済給付
請求の手引き



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

未支給の救済給付を請求することができる方

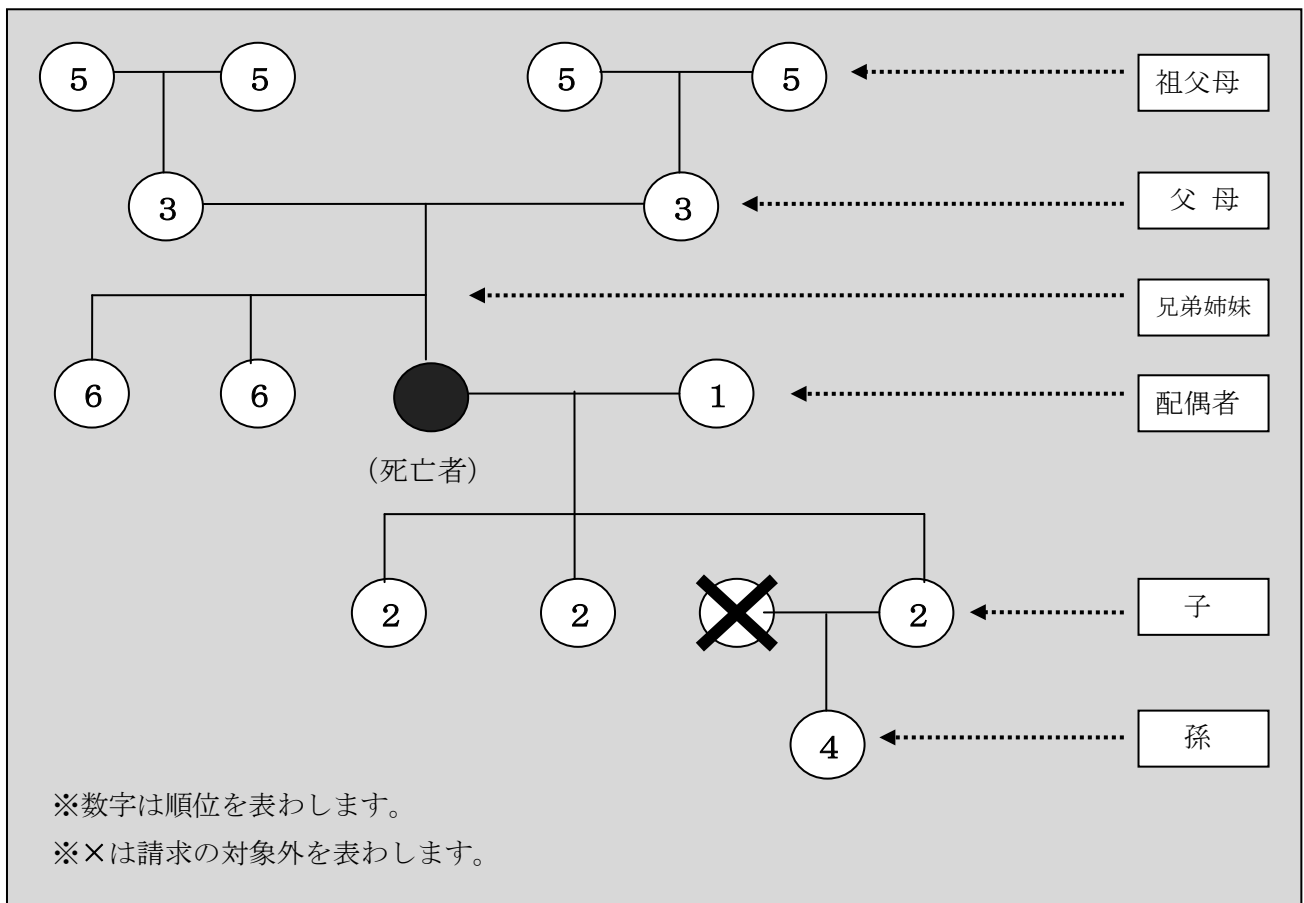
未支給の救済給付は、次の場合に受給しないで死亡した方（以下「支給前死亡者」といいます。）の死亡の当時、その人と生計を同じくしていた遺族のうち最優先順位の方が請求することができます。

● 未支給の救済給付を請求することができる場合

- 1 請求することができる人が請求前に死亡した場合
- 2 請求中に死亡した場合
- 3 支給決定後に死亡した場合

ただし、1 の場合においては、障害年金・障害児養育年金についての未支給の救済給付はありません。

【未支給の救済給付を請求することができる遺族の範囲及び順位】



- 1 配偶者（届け出はしていないが、支給前死亡者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます。）
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母
- 6 兄弟姉妹

なお、未支給の救済給付を受けることができる同順位者が二人以上いるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものと見なされます。

請求の手続

未支給の救済給付を請求しようとする方は、請求書に必要事項を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて、次により独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」とします。）に送付してください。

●請求期限

- 1 支給前死亡者が救済給付の請求をしていなかった場合

- (1) 医療費

医療費の支給の対象となる費用の支払いを行った時から5年以内。

（平成20年5月1日以降の治療費の支払いが対象です。※）

- (2) 医療手当

医療が行われた月の翌月の初日から5年以内。

（平成20年5月1日以降の治療が対象です。※）

- (3) 遺族一時金、葬祭料

医薬品の副作用によるものとみられる疾病により死亡した方の死亡の日の翌日から5年以内。（ただし、死亡の原因となったとみられる医薬品の副作用による疾病又は障害について、既にPMDAから医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡の日の翌日から2年以内。）

※医療費・医療手当の請求期限については、平成20年5月1日より2年から5年に変更となりました。

2 支給前死亡者が救済給付の請求をしていた場合

(1) 医療費、医療手当、遺族一時金、葬祭料

支給前死亡者に対して支給決定があった日の翌日から10年以内。

(2) 障害年金、障害児養育年金、遺族年金

支給前死亡者に対して支給決定があった救済給付の支払い月の翌月の初日から10年以内

●提出する書類

それぞれ様式が定められています。

① 「未支給の救済給付請求書」 (様式 17)

●添付資料

② 死亡診断書の写し（又は死体検案書の写し）等 ……注 2

※遺族年金もしくは遺族一時金、葬祭料と同時に請求する際は、その分も含めて1部の提出で結構です。

③ 戸籍謄本等（1部） ……注 3

※遺族年金もしくは遺族一時金と同時に請求する際は、その分も含めて1部の提出で結構です。

④ 世帯住民票と除票（各1部） ……注 4

※遺族年金もしくは遺族一時金と同時に請求する際は、その分も含めて1部の提出で結構です。

⑤ 請求しようとする種別の請求書類 ……注 9

※亡くなられた方が救済給付の請求をしていなかった場合（医療費・医療手当、遺族一時金、葬祭料のみ）

●提出する書類についての注意事項・補足説明

注 1 請求者が20歳未満の人の場合は、請求書にその方の親権者又は後見人がこの未支給の救済給付の請求に同意する旨記載し、記名押印してください。

注 2 ②の死亡診断書の写し等（又は死体検案書の写し等）は、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を確認するために必要となります。

- 注 3 ㉔の戸籍謄本等(1部)は、請求者と死亡者との身分関係を確認するために必要となります。
- 注 4 ㉕の世帯住民票と除票(各1部)は、請求者が死亡者の死亡当時、死亡者と生計を同じくしていたことを確認するために必要となります。
- 注 5 同居はしていないが生計を同じくしていた等の事情がある場合には、「請求書類提出先」までご連絡ください。
- 注 6 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合には、その事実を証明する書類が必要となります。(内縁関係にあった請求者と支給前死亡者双方の父母・祖父母、媒酌人若しくは民生委員等による証明書又は内縁関係にあったことが分かる手紙等)
- 注 7 ご提出いただいたすべての書類は、返却いたしません。
- 注 8 事情により提出する書類が整わない場合は、「請求書類提出先」までご相談下さい。
- 注 9 ㉔の請求しようとする種別の請求書類は、上記書類のほか、亡くなられた方が救済給付の請求をしていなかった場合(医療費・医療手当、遺族一時金、葬祭料のみ)に、必要となります。必要書類は、該当する種別の手引きにてご確認ください。

●請求書類提出先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
健康被害救済部給付課 副作用給付第一係
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル
TEL 03-3506-9413

●ホームページアドレス

- ・健康被害救済制度 : <http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>
 - ・医薬品副作用被害救済制度
- 【請求用紙ダウンロード】: http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/fukusayo_dl/index.html

給付の決定・支給

- 1 PMDAは、未支給の救済給付の請求があったとき、厚生労働大臣へ請求に係る疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用によるものか否かなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに未支給の救済給付の支給の可否を決定し、請求者にその結果を書面で通知します。
- 2 未支給の救済給付の支給は、請求者本人名義の預金口座に振り込むことによって行われることとなります。この預金口座は、支給決定通知書と一緒にPMDAから送付される受給者銀行口座届により届け出ていただくこととなります。

支 給 額

救済給付の種類に応じて、それぞれ未支給となっていた額が支給されます。

審査の申立て

未支給の救済給付の決定内容に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して2ヶ月以内に、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。
なお、審査申立人は、申立てにより意見陳述をすることができます。

● 提出する書類

- 1 審査申立書（正副各1通）
＜記載事項＞
 - (1) 審査申立人の氏名及び住所
 - (2) 不服とするPMDAの決定
 - (3) PMDAからの決定があったことを知った年月日
 - (4) 不服とする趣旨及び理由
 - (5) 審査の申立てを行う年月日
- 2 審査の申立ての理由について証拠となる書類があるときは、審査申立書に添えて提出してください。

● 審査申立書提出先

厚生労働省 医薬食品局 総務課 医薬品副作用被害対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111 (代表)

そ の 他

- 1 救済給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- 2 支給された救済給付は、課税の対象とはなりません。
- 3 請求者の方がお亡くなりになった場合は、PMDAまでご連絡ください。